

## 科学技術研究調査規則の一部を改正する省令案について

### 1 改正の背景

科学技術研究調査は、統計法（平成 19 年法律第 53 号）に基づく基幹統計調査（基幹統計である科学技術研究統計を作成するための調査）であり、科学技術研究調査規則（昭和 56 年総理府令第 33 号）の定めるところにより、我が国における科学技術に関する研究費や研究者数等の研究活動の実態を調査し、科学技術振興に必要な基礎資料を得ることを目的として実施するものである。

今般、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成 30 年 3 月 6 日閣議決定）における指摘<sup>\*</sup>を踏まえ、本調査においても新たに法人番号を把握することに伴い、改正を行うものである。

※「別表 今後 5 年間に講ずる具体的施策」の項目 1（3）国民経済計算及び経済統計の改善に向けた基盤整備・連携強化において、各府省及び総務省は、「事業所・企業や各種法人等に係る統計調査を実施するに当たり、引き続き法人番号の把握に努め、これを事業所母集団データベースに登録するとともに、法人番号を活用した欠測値の補完や集計の充実等を検討する。」と記載されている。

### 2 改正の概要

調査事項等（第 6 条）において調査事項に「法人番号」を追加する。

### 3 施行期日（予定）

公布日（令和 2 年 4 月下旬）